

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

□ 司会者あいさつ

司会者

それでは、これから裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。

きょうは、皆様、大変お忙しい中を御出席くださいまして、ありがとうございます。私が、進行役を務めます和歌山地方裁判所長の佐村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、平成21年5月に、裁判員制度が始まって以来、5年が経過します。和歌山でもこれまで51件の裁判員裁判の審理・判決が行われております。その間、多くの方々が裁判員、補充裁判員、あるいは裁判員候補者として御協力をいただきました。裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートでも御意見を伺っているかと思っておりますけれども、きょうは改めて、裁判員としての経験をふり返っていただきまして、御意見・御感想を伺えたらと思っております。

そして、伺った御意見などにつきましては、今後の裁判員裁判の運用に生かして、わかりやすい充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いします。

それでは、まず、裁判官、検察官、弁護士の参加者の紹介をさせていただきます。

まず、検察庁からは吉田検察官に出席いただいております。どうぞ、よろしく願いします。それから、弁護士会から吉田弁護士に出席いただいております。そして、裁判所からは浅見裁判官に出席してもらっております。それぞれ簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか。

順にお願いします。

□ 検察官・弁護士・裁判官の紹介，進行方法の説明

吉田検察官

和歌山地方検察庁の検事の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。今回，裁判員経験者との意見交換会ということで，一部の事件については，私も裁判で立会させていただいておりますが，いろいろ今後の裁判員裁判を踏まえて，検察官としてどのような立証をしていくべきかということについて，貴重な御意見を賜りたいと思っておりますので，よろしくお願ひいたします。

吉田弁護士

和歌山弁護士会の吉田と申します。

私も今回の挙がっている事件の1件を担当させていただきました。今回，裁判員の皆さんの率直な御感想をお聞かせいただけるということで，大変貴重な機会だと思っております。どうぞ，よろしくお願ひいたします。

浅見裁判官

裁判官の浅見です。皆さん，その節にはいろいろとお世話になりました。私は，各事件の裁判長として担当させていただいて，皆さんといろんな議論をして結論を出させていただきました。

また，そのときのことでお気づきの点とか，いろいろお話しただいて，今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので，どうか，よろしくお願ひいたします。

司会者

今の3名の方には，これから裁判員経験者の皆さんからの御質問に答えていただいたり，あるいは逆に皆さんに御質問をしていただいたりということを考えておりますので，どうぞ，よろしくお願ひします。

2 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会者

それで、きょうの話題事項でございますが、お手元の進行予定表のとおりなんですけれども、大きく分けて二つございます。

一つ目は、証拠調べのわかりやすさについて、二つ目は、裁判員の精神的負担を軽減するための方策についてでございます。

それでは、意見交換に入らせていただきます。

まず、裁判員裁判を担当されての全般的な印象、感想といったものをお伺いしたいと思います。例えば、裁判員を実際される前にお持ちであったイメージとの違いであるとか、あるいは第一印象はどうであったかとか。何でも結構ですので、そういった御感想をお伺いできればと思います。

裁判員経験者 A

そうですね。初めての経験で、皆さんそうだと思うんですけども、緊張もあったんですけども、裁判官がいろいろ説明されてわかりやすく、その専門的な勉強になったかと思うんですが、裁判員というのは、どういう内容で進めていったらいいのか。全員の話し合いのもとで進めていったかと思うんですけども、それも一つ一つ勉強ですね。専門的な意見と素人的な意見、個人的な感情的な意見、入りまざった上で決まっていく。刑が決まっていくという、システム的にはいいのかなとは思うんですけども、実際、どう判断されているかというのはわかりませんが、個人的にはそう思います。

司会者

ありがとうございます。では、Bさんいかがでしょうか。

裁判員経験者 B

私も初めてで、当たったときに、これは、と思いました。誰でもそうだと思うんですけども、何もわからないし、それでどういうことをするか。大体はテレビとか、報道の関係でいつも見えていますんで、

ある程度のことは理解できますけども、進め方等、資料については検察官の資料、弁護人の資料、その他両方の資料についてはわかりやすい資料を提出してくれたと思うんです。

それと、あと刑について、今までであれば検察官がどれぐらいがどれぐらいと、何年とといいますね。それに対して弁護人がどれぐらいと、一般的には少なくなりますけども。その辺、裁判員裁判で実際に行われているんですけども、一部、刑が重い刑もたまたま新聞等で報道関係の方も書かれていますけども、その辺について、私が担当した事件については、もう初めから、被告人がもうやりましたと、ある程度認めてましたんで、さほど難しくなかったんですけども、殺人なんかであれば、同じく人が亡くなっているにもかかわらず、交通事故のときの何か若干軽いのかなという印象、いろいろ見てますけども、そういう差があるなというのが、私個人的にはそう思うんですけど。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に、Cさんはいかがでしょう
か。

裁判員経験者 C

皆さんと同じように、初めてのすごく貴重な体験をさせていただきました。私の人生の中では、絶対に経験のできない立場で、裁判に参加させていただくことができ本当に貴重な経験になったと思います。

本当、最初は全くわからなくて、非常に不安でしたけど、ポスターか何か「私の言葉で参加します」というフレーズがあったんですね。それを見て、ああそうだ、自分の言葉でいいんだと思ったら、何かちょっと心が楽になったというか、裁判官の方も説明も非常に丁寧でわかりやすく、そういう法律的な専門用語というか、そういうのもちゃんとかみ砕いて説明してくださったし、私たちのような意見なんか、

とても幼稚なことを言っていると思うんですよ。だけど、それを熱心に聞いてくださって、すごくいい雰囲気でした。話し合いができたと思います。すごく本当に貴重な経験です。

司会者

ありがとうございます。では、Dさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 D

私も皆さんと同じで初めてなんですけども、そういう形で一応選ばれましたという形になったんですけれども、実際、自分が裁判員に選任されるということは予想していなかったです。最初の初日に行かせてもらったときの印象ですけども、たくさん来られているんですけども、意外といろんな事情があって、その時点で辞退というんですか、事情を聞いてほしいという形で個別に部屋へ入られた方が非常に多かったということが、まず一つ印象に残っています。それまでにかなり日数がたっているはずなんですけど、日程的に、どうも調整できなかったのか。その間に自分の気持ちが変わって辞退したいということになったのか。その辺のところ、私わかりかねますけども、いろんな事情もあったんだと思うんですけども、意外と多かったというのが、非常に第一印象としてはありました。

そして、実際、自分が6名の中に選ばれて、事件の概要とか、始めに説明があったんですけども、非常にこれは大変だなという意識はありました。事前に、いかに自分自身が偏らないというんですか。例えば、検察側とか、弁護士側、客観性が保てるかどうかということが、僕としたら非常に一つ問題がありました。自分自身。思想なんか、やっぱりそれぞれ皆さん持っていると思うんでね。その客観性をどうして保つかなということと、事件の内容は、また後で、いろんな話あると思うんで、その2点ぐらいが最初ですね。だから、選ばれるとは思わなかったというのが、まず第一印象で。そして、事前に辞退

される方が非常に多かったと。何か、いい方法がないかなと思ったのが、第一印象ですね。

司会者

ありがとうございます。今の発言に関連して、法曹三者から何かご意見はありますか。浅見裁判官いかがですか。

浅見裁判官

今、Dさんから辞退の話が出ました。それで、裁判員裁判やりますから、この日やりますから来てくださいという、そういうお願いのものを出させていただいて、やっぱり都合が悪いとか、それからそもそも裁判員なんか勘弁してほしいという方もおられまして、また、当日も何か事情がおありかどうかということで、それは個別的なさまざまな事情がおありなので、個別적으로伺ってということになるんですが、裁判員裁判の理想というのは、やっぱりいろんな階層の方から、先程ちょっとポスターの話が出ましたけど、いろんな階層の人なんか書いてあるポスターもあると思うんですけども、そんな幅広い方から意見をお伺いして結論を出すというのが、その裁判員裁判のあるべき姿ですので、辞退の問題については、これも一つの大きな問題として、こちらも考えていかないといけない問題です。無作為抽出で裁判員裁判の名簿ができますから、本当に無作為で選んだそのままに来ていただくというのが、一番の理想だろうなというふうには、こちら考えているんです。裁判所のほうで広報とかをやって、その辞退率をできるだけ減らしていかないといけないと、そういうふうには考えているところです。

司会者

次のテーマに進行させていただきます。

3 証拠調べの方法について

□ 証拠調べのわかりやすさについて

司会者

では、まず証拠調べの内容について、十分理解できたかどうか。例えば、この証拠の調べ方はよくわかったけれども、こういう調べ方はわからなかった、であるとか、あるいは、供述調書の取り調べがあったかと思えますけれども、それを読む速さはどうだったかとか。そういう問題ですね。これから、証拠調べについて、書面の取り調べの関係と、証人尋問の関係と、二つにわけて順にテーマとしたいというふうに思います。

まず、書面の取調べですけれども、書面の取調べということは、例えば被害者であるとか、いわゆる参考人ですね。あるいは、被告人などが検察庁などにおいて述べた内容が書かれた供述調書というもの、これを取調べが行われたと思えますけれども、こういう関係の御質問をさせていただきたいと思えます。

まず、供述調書の朗読については、理解がしやすかったでしょうか。例えば、調書がとても長いとか、単調であるとか、朗読のスピードが速いであるとか、大体聞いていて印象に残らないであるとか、そういった感じで、何か御感想をお持ちになった方がいらっしゃれば、そのあたりを伺いたいというふうに思うわけですがけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者 A

まず、問われていることなんですが、まず第一に書面が、こういう書類いただいて、事前にどういう内容であるかということ、勉強するというんですか。意味がちょっとわかりにくいかと思うんですけれども、そのあと、罪、検察官の朗読であったり、弁護側の調書であったりという読むスピードというのは、時間もあるから、それに合わされているのかなというのは感じるんです。

それと、聞き取りにくい部分も、やっぱり先生方によってあると思

います，確かに。でも，要するに初めから事前に，こういうもので知識を得ているから，言っていることは理解はできます。はい。

司会者

事前にこういったものでというのは，まず冒頭陳述を聞いて，こういうことを立証しようという考えなのかなという前提があるので，いわゆる証拠である供述調書の朗読が，それに沿って頭に入ってきたという御趣旨ですか。

裁判員経験者 A

事前の知識，どういうことを言われるんかということですけどね。だから，それによって最初から，そう洗脳されているというか，こういう意思でということはないです。こういうあらかじめのイメージですかね。それがあから聞きやすいというか，入ってくるという。だから，時間の都合があるかなと思うんです。裁判所内の，弁護側であったり，検察側の意見であったりというのは，そう感じたんですけど。

司会者

時間の都合というのも，これは当然，否定はできないんだろうと思いますけどね。そのあたりは，検察官いかがでしょうか。

吉田検察官

時間の制限というのは，もちろんこのぐらいの予定でやるというのは，事前に法曹三者で話し合っていて決めていますので，それを大幅に超過するようなことはあってはいけないんだというふうには考えています。ただ，わかりにくかったら，そもそも本末転倒ですから，わかりやすいレベルで朗読できる時間を，逆に事前に確保しなければいけないと，そういう見地で我々考えていますので，もし，皆さん裁判員の方が調書，供述調書の朗読を聞いて，速いと，速過ぎると，あれでは理解できないというふうにお感じになるのであれば，我々は今後もう

少しそれを延ばさなければいけないし、このぐらいでいいですよというのであれば、そのぐらいの速さでいいんだなということで、今後も続けていくということで、率直な御感想として速かった、わかりにくかった、あるいは、そういう意見をお聞かせいただければなというふうに思うんですが。

司会者

そういうことも踏まえて、頭には入ってくる程度であったと、こういう御趣旨で、ということでしょうかね。

次、Bさんどうでしょうか。

裁判員経験者B

私は思ったことは、検察官の方もそうですけども、弁護人も、事前にこの資料をいただいていますんで、ある程度わかりやすいんですけども、あまりにもちょっと検察官の現場の写真が多過ぎたというような感じがするんです。同じものが何回も何回も出てくるんでね、資料が多いんでね、ページがあっちいたり、こっちだったりいうのかな。同じ写真が幾つもあるんで、もう少し少ない目に、これですと、ページが、またここに戻りますけどと、そういう説明していただいたほうがよかったのかなと思うんですが、一つなんですよ。

それで、あと科捜研の方の資料とか出てきたんですけどね、その辺の資料については、科捜研としては中立なはずなんですけども、考え方として何を目的に、証拠として出したのかなというんですが、たまたま、これ私たち担当した事件は放火で、実際、天気とか、いろんな条件によって燃え広がるか、広がらんかということを実証するために、その火をつけて、実際どうなるか見たんですけどね。もう一步というか、やり過ぎれば科捜研でやっていた資料よりも危ないものです、実際ね。だから、早目に終わったんだけども、その辺どこでとめるかというのかな。本当に、例えば使った量に対して、燃やしたのはどんなになる

のかというのも、その日の温度とか、規模とか、風とか、その日の気候によったり、風向きによったりによって、実際やってみても、それと一緒にはないわけなんですよ、条件とすれば。だから、その辺の難しさというのかな。検察官の言うほうと、弁護人の言うほうのせめぎ合いがどうかというのが、ちょっと私疑問に思ったんですけどもね。必要ですけどもね、だから、その辺だけちょっと、私個人としたらちょっと疑問に思った部分もあるんですけども。

司会者

この事件は吉田検事が担当された事件でしたか。

吉田検察官

写真が多かったという御意見については、検察官としても、今後の参考にしたいと思います。非常に、我々、立証する側としては気持ち的には、いろんなものを見てもらいたいという気持ちにどうしてもなるものですから、つい多くなる傾向にあるというのは、私自身も認識しておりますし、この検察庁の内部で検討会なんかもやるんですけども、その際にも、写真が多いという指摘が内部でもあって、今、準備しているような別の事件なんかでも、写真を削ろうという方向でやっているということがありますので、貴重な御意見ありがとうございます。

科捜研の先生の意図、あの件ですけども、あれは結局、被告人の供述にある燃え方、放火方法で、実際にどういうふうに燃えるのかということが、裁判員にわかっていただきたいなという趣旨で、実験をしたんですけども、実験については、被告人が実際にやった量と同じ量でやってしまうと、危険だということで、ちょっと量を減らしてやったというようにいきさつが、前提としてありました。科捜研の先生に来ていただいた理由というのは、あの検証実験ですね。検証実験自体が、実際の放火状況と全く同じだったということは、誰も言って

なくて、検察官もそうは言わないし、弁護人もそういうふうに言っているし、三者として、あれが実際の放火状況と、全く一緒だとは言わないんですけれども、どの辺が違ってて、どの辺が一緒なのかということについて、やっぱりこの実験に携わった専門家でないと話せない部分があるということなので、来ていただいて実験の前提条件の違いとか、あるいは燃え方の違いとか、そういうことをお話しただいて、裁判員の方が疑問に思ったら、その科捜研の方にもう直接聞いていただいて、疑問を解消してもらいたいと、そういう意図もあったものですから、ちょっとそこが伝わりにくい部分があったのかもしれませんが、ちょっと意図としてはそういう意図でありました。

司会者

ありがとうございました。

個別的な話になりましたけれども、今の御意見の関係で、他の方はよろしいですか。

浅見裁判官

これは今、まさにBさんおっしゃるとおり、火をつけたときに気象とか、いろいろな条件ありますから、100%同じというのは、もう無理なんですよね。ただ、法曹三者が事前の打ち合わせをやったときに、ただ、全然何もなしだと、火がついたというイメージというのが、火事なんかを、普段ご覧になっている方って、そうないだろうから、やっぱりある程度のイメージを持っていただきたい。だから、一般論として、全く同じではありませんよという、そういう前提で検察官、弁護人も、そういう前提で証拠を採用して、聞いている、そういうところなんですけども、ここら辺のところをどこまでやるかというのは、また一つの課題だろうなというふうには思っておりますが。

司会者

ありがとうございます。

裁判員経験者B

三者である程度、それは話しているということですか。そういうことをするというのを前提に。

浅見裁判官

公判前整理という手続で、いろんな証拠について、どういう証拠を見ていただいたら、裁判員の方にわかりやすいのだろうかという、ただ、裁判官のほうは具体的な中身は見ていません。その具体的な中身は予断とって、あらかじめ見て裁判官が結論をとってしまうといけないので、具体的な中身は見ていません。ただ、検察官のほうから、こういう科捜研の人の証人尋問を行いたい、弁護士どうですかと意見を聞く。そういう話を三者で事前の打ち合わせ、公判前整理というんですけど、そういうことでやっているということなんです。だから、その具体的な中身については、裁判官のほうにはいきません。

司会者

よろしいでしょうか。そういう手続になっておりますので。

それでは、続いて、Cさんのほうで御意見ありましたら、どうぞ。

裁判員経験者C

私の場合は、よくわかりました。いろんな説明ですとか、資料。私の事件は殺人じゃなかったもので、ショッキングな写真なんかもなくて、でも、被告人のちょっとした行動に対して、もうあらゆる方向から議論をするんです。だから、このことに対して、そこまで話し合いするかというぐらい、ちょっと感動しました。

司会者

そうしますと、証拠調べについては、特に書面による取調べの関係で、何かわかりにくいことはなかったと、こういう意見でよろしいですね。

では、Dさんいかがでしょう。

裁判員経験者 D

私の担当した事件というのは、殺人になってまして、それもかなりきつい、ちょっと評判になった事件でした。私、はっきり知らなかったんですけれども、新聞なんかでも出ていたみたいなんで、そのときの検察官の調書というんですか。被告人からいろいろな形で調べられた。そういったものが非常にまとめられていたように思います。

それとやっぱり殺人現場の写真がありまして、1枚だけカラーがあったんですけど、初めからカラー写真はちょっときついよという形で説明もあったんですけど、僕はカラー写真も確かに具体的な状況というのは、よくわかるんですけど、図面ですね。かなりの箇所を前から後ろから包丁で刺している箇所が示された図面があったんですけど、あれ実際、写真ではなかなかわからない。でも、具体的にその刺したところとか、切ったところとか、そういったところが示されていたので、こんなことできるのかなと、実際問題ね。そう思ったぐらいのひどさだったです。そういうことも載ってまして、もちろん検察官は求刑に対してのいろいろな形で証拠を固めて、刑を求めるという立場ですから、当然、そういう形になるんだらうと思うんですけども、逆に、弁護人のほうは、被告人はもうもともと犯行は完全にやりましたということで、初めからもう否定していなかったんですね。それが根拠で、強盗殺人という形になってます。非常にきつい状況なんですね。無期、もしくは、へたしたら死刑にもなる可能性もあると、一人なんで、なかなか難しいかもわかりませんが。

僕が、弁護人のほうからと、検察官のほうから出ている書類を比較しまして、やっぱり弁護人の立場が非常にきつい、きついんじゃないかなという感じしたんです。その何がきついかといたら、量刑を求めていると。結局いうのは有期刑にしてほしいという弁護人のあれだったんですよ。立ち直りというのを、何とか認めてくれないかという

ことで、たしかそうだったと思うんですけども、25年か、20年か、そういうふうな無期じゃなしにという形だったんですけど、弁護人のほうは、非常に大変な形に出されているかなという、読ませていただいて非常に弱い立場といたらおかしいんですけど、きつかったなという感じしました。検察官は当然、実際そういう形になっていますので、当たり前じゃないかなと、あまり問題ではなかったように思うんですけどもね。ただ、凶面は実際、写真見てショックを受けるというのは、例えば血がたくさん付着しているとか、そういうのもあるんですけど、実際、突かれた場所まで示されているんで、あれはちょっときつかったですね、逆に僕は。

司会者

きつかったとおっしゃる趣旨は、どういうところでしょうか。

裁判員経験者 D

僕、人間がそれだけのことできるんかなと、殺意というんですか。凶器というのは、極端に言えば三つほどあるんですね。ロープもあるし、包丁も二つほどあったように思うんで、そこまでして徹底的に殺意というんですか。僕はそのとき感じましたね。ここまでやるかなと。そういうことで、調書からは。けども、一つ疑問は、やっぱり本人に1回聞いてみたいなど。そこまで、だからそのときに、読むだけではだめだなど思いましたね。質問ですね。

司会者

要するに、供述調書の取調べだけでは不足で、被告人質問で、そのあたりのことを聞きたかったと。

裁判員経験者 D

やっぱり被告人のそのときの状況というのを、特に、計画的だということですけど、計画的であるかないかというのは、非常に大きな論点だったんで、それを自分でも確かめたいなということ、実際、聞

きました。

司会者

そうしますと、ちょっと今、御発言が多岐にわたったような印象を持ちますけれども、特に、今、テーマとしてお聞きしたかったのは、その辺の取調べ方法について、何かお感じになったところはなかったかなという点だったんですけれども、書面、今おっしゃったような書面の取調べ方法については、特に問題は感じられなくて、書面だけじゃなくて、ほかの尋問等との関係も必要だったというふうに感じた。

吉田弁護士

今の発言とちょっとまた違うんですけど、弁護士として、いつも思っていることなんですけど、冒頭陳述で検察官と、弁護人のほうから書面が出てきますよね。両方からの弁論が終わった後も検察官が書面出して、弁護人が書面出すということで、また協議が行われるわけなんですけども、皆さん配付された資料を、協議の場でどのようにお使いになっておられるのか。

あと、もう率直に、これは検事さんのはよくできているけど、弁護人のはよくわからんとか、そういう忌憚のない御意見を聞かせていただければなと思います。

司会者

Dさんから今の件いかがですか。

裁判員経験者 D

そのとき、たしか吉田弁護士が弁護をされていたんですけど、国選弁護人という形でしたね。

吉田弁護士

そうですね。

裁判員経験者 D

弁護人のほうの冒頭のお話がありましたが、被告人の方の今までの

小さいときから非常に不幸なというようなことで、かなり強調をされていましたが、僕は、それは十分伝わっていたと思います。大きな問題なかったと思うんですよ。

ただ、友人がいなくて、誰にも相談できない。身内にも見放されているという、非常に内気な性格のということも強調されてました。だけでも、そのやってしまった事件というのは、非常に重たかったということが、まず僕一つあると思うんです。そのために反省と立ち直りということをして、ここへ書いていますけれども、本人はもう命で償うしかないというふうなことも言っていたみたいなんですけれども、だけでも、その中で弁護人とのいろんな話の中で、何とか量刑という形にしていきたいなど、弁護人は思ったんだと思うんですけれども、それが冒頭陳述ですわね。だけでも、もうそれしかないと思うんです。この持っていき方としては、僕間違っていないと思うし、弁護人のほうの問題は、僕なかったと思うんですけどね。はい。

吉田弁護士

お配りさせていただいた書面なんですけれども、実際、評議ではどんなふうにお使いいただいたんですか。やっぱり検察官のみに書き込んで、弁護人のは使わないとか。いろんな使い方をされるかと思うんです。照らし合わせながらいろいろと参考にされたりとか。

裁判員経験者 D

もちろんね、偏るということはしたくなかったんで、自分自身としては。弁護人のほうの主張というんですか。何とか量刑、立ち直り、この弁護人が被告人に対して、直接聞いたことも、これに書かれているんですけれども、若干、ニュアンスが違いますわね、検察のほうとは。検察の言っていることと、やっぱり違う部分はありますよ、やっぱり。例えば、逮捕されてほっとしたとかというようなことですね。ほっとするというのも、ちょっと僕、信じられにくかったんです。僕

自身としては。なぜ、捕まるまでの期間、結構長い間逃げていたわけですから。ほっとするんやったら自首というんですか。やっぱりするべきやと思うし。だけども、そのとき捕まったときは抵抗も何もしなかって、もうほっとしたというような感じの、それ、僕ちょっとずっと尾を引いてまして。

それと、もう一つは、意思が非常にばらつくというんですか、被告人が。僕個人の印象もありますけど、事件を起こすまでに、もう何度もやめようと思ったらやめられたはずなんです。僕もこの事件、つくづくそれを思いました。やめようと思えばやめられたんですよね。ところが、それがやめないで犯行に及んだということは、ものすごい矛盾を感じるんです。ほっとするという言葉。最後に捕まってからほっとするというのは、僕、人間誰でももう追い詰められて逃げて逃げて、逃げまくってほっとしたという感じやと思うんですけどね、結果は。だけど、事件の内容が非常にきついですから、僕そのほっとしたという言葉が、ここ書かれているんですけど、ちょっと僕は余り信じられなかったという面が、非常に強かったですね。そこだけひっかかりません。

吉田弁護士

ありがとうございます。書面の使い方を、どういうふうに使われたのか。お願いできますか。

司会者

もうひとかたぐらい、Bさんいかがですか。

裁判員経験者B

私たちの事件については、こういう事件で、こういうことありましたと流れが両方ほとんど同じです。あとはもう刑をどのぐらいにしますかというところだけだったんで、両方見せていただいて、わかりやすかって、片一方、弁護人さんのほうは、やっぱりちょっと少ないで

すよね、実際ね。検察官のほうの求刑に対して、ちょっと負けちゃってくださいねというような感じのニュアンスだったんです。だから、その辺はやっぱり裁判というのはそんなもんかなと。だから両方の弁護人のほうと陳述書もわかりやすかったし、検察官のほうのもわかりやすかったというのが、私個人の印象です。

吉田弁護士

二つ出てきたものが、内容的にはそんなに違いがないものであったということですよ。そしたら、どうしても一つのほうをメインに使ってしまうと思うんです。書き込みとか見ながらというのは。

裁判員経験者B

そんなことはないです。

吉田弁護士

やっぱり色がついてたりするほうが見やすかったりとかもありますか。

裁判員経験者B

それはありますね。重要なところだけ、例えば弁護人のほうも、ここが重要ですよというところは、ちょっと色をつけたほうがいいかなという印象はありますけどね。

吉田弁護士

Cさんに質問なんですけども、Cさんの事件ですが、読み上げ原稿をそのまま出した感じですが、そういうことによって、弁護人のほうの主張がわかりにくかったとかいうこともなかったんですか。

裁判員経験者C

なかったです。

司会者

検察官のほうから何か質問されることございますか。

吉田検察官

1点だけ、写真、供述調書はちょっと置いていて、例えば、現場の状況とかの書類ですね。写真がついて、皆さんのディスプレイに写真を表示しながら、場所はこんな場所ですよとか、こんなふうになっていましたとか、距離がこうだとかというような説明が、検察官からあったと思うんですが、あの際に、皆さんのお手元にも写真のコピーなり、スライド資料を配付したかと思うんですが、拝見していて、ディスプレイ見ていらっしゃる方もいるし、配付資料を見ていらっしゃる方もいるし、配付資料について、何か工夫するべき点がもしあれば、今後の参考にしたいので教えていただきたいなど。そもそも配付資料は要らないという意見もあるでしょうし、もう少し配付するんだったら、写真を大きくしてほしいとかもあるでしょうし、もう少しメモする欄を大きくしてほしいとか。何かあれば参考に聞かせていただきたいと思います。

裁判員経験者 D

配付資料も、確かにたくさんありました。順を追ってというんですか。それを補足するのにスライドで出ましたんで、あれだけ資料が出されますと、一番根本的な事件の核心というんですか、殺人現場の内容というものは、非常によくわかりました。やっぱり順を追っていると、実際、そのスライドでその画面を示されましたんで、非常にわかりやすかったかなという感じします。だから、多いというものは、僕多過ぎるということはないと思います。というのは、我々が判断するときにおいて、少ないよりは、僕は多いほうが良いと思うんです。削る必要は僕ないと思いますけどね。それぞれやっぱり捉え方が違うと思うんですけど、やっぱり写真の中で参考になるところがAさん、Bさん、Cさん、Dさん、持っていくポイントが視点が違うんじゃないかなと思うんで、そういうことからしたら、減らすというのが、少なくするというよりも、できるだけ出してもらったほうが、僕は裁判員制度と

いうふうになったときに、アマチュアですからね。やっぱりそのほうが僕はいいと思うんです。よくわかったと思います、私の場合は。

司会者

ディスプレイと配付資料という。

裁判員経験者 D

だから、二重であってもいいと思います。少ないよりは、たくさん出してもらったほうが、僕はいいんじゃないかなと。戸惑うとかという問題はともかくとして、一番大事なところですから、やっぱり実際、警察官の方が犯人を調べると、僕らそんなことしてませんから、のっけに読むだけでは全然わからないことなんで、やっぱりスライドというのは非常にいいんじゃないかなと思います。

司会者

今の関係で、Bさんお願いします。

裁判員経験者 B

ディスプレイは、裁判の席ではディスプレイを見てやるのがいいと思うんです。後でまた、実際みんなで話しをするときには、やっぱり資料として、やっぱり両方あったほうが、そのときは裁判の席に出とるけど、やっぱり、資料を見るよりも、弁護人と検察官の両方の話を聞きながらディスプレイ見て説明していただいたほうが、やっぱりわかりやすい。あと、評議のときは、やっぱりこういう写真が出てきましたけど、どうですかというときは、やっぱりその資料があったほうがいいから、やっぱり両方があってよかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。よろしいですか。

それでは、証拠調べのわかりやすさについてというテーマについては、この程度にしたいと思います。

□ 裁判員の精神的負担を軽減するための方策について

司会者

次のテーマですけれども、裁判員の精神的負担への配慮についてということで、お伺いしたいと思います。

裁判員裁判では、裁判員の方に一定の負担をおかけすることは、避けられないことではあります。が、不必要な負担はおかけしないようにということで、十分配慮はする必要があるように思います。

そこで、実際に裁判員裁判を担当されて、精神的に負担をお感じになったことがあるかどうか、ということについてお伺いしたいと思います。

まず、その関係ではやはり強盗殺人ということで、Dさんの精神的負担が一番重かったのではないかなということ、またDさんに、まずお伺いしようかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者 D

そうですね。ないといえば全然ないということにはなかったです。というのは、やっぱり4時ぐらいに朝方起きるんです。もう当座というのか。終わってからなんですけどもね。僕、大体5時半か6時ぐらいに、今、大体起きるんですけど、やっぱり四、五日そんな時間に覚めてしまうというんですかね。実際、裁判やっているときも、やっぱりそういうこともありました。ですから、やっぱりプレッシャーじゃないと思うんですけど、僕も割と楽観的な性格なんですけど、それでもやっぱり、そういう時間に起きるというのは、やっぱり原因としたら裁判員の経験ぐらいしか見当たらないんで、何かあるんかという感じするんですけども、はっきり言えませんけど。

司会者

先ほどのお話にも出ていましたけど、例えば遺体の写真があって、それについて一定の配慮はあったというようなことはお感じになりましたでしょうか。

裁判員経験者 D

非常に殺人の状況が、至るまでの状況が非常に厳しい。僕にとっては非常に厳しい条件で殺人を犯しているんですよ、被告人が。それが、ここまでやるかなというふうに僕が思ったんですけど。それが尾を引いているのかなという感じはしますね。

司会者

例えば、写真はもう見たくなかったとか、そういう。

裁判員経験者 D

いや、カラー写真は出ましたけど、僕そんなに具体的にきついというふうには見えなかったんです。逆に、刺した箇所を示した図面みたいなものね、書いたものです。前と後ろと2枚あったんですけど、僕は、あれがきつかったですね。写真よりも。

司会者

要は、写真よりもある意味、執拗にいろんな部所を刺したという、その事実自体に。

裁判員経験者 D

何秒か知りませんが、その何秒、1分、2分、3分、10分ぐらいの間に、それだけの箇所をついているというんですか。切ったりついたりね。なおかつ、1階のほうへまた刺身包丁みたいなものを持ち出してきて、またとどめを刺すというんか。そこまでやっているんで、ちょっと僕、あの内容は非常に僕らとしたらきつかったですね。ですから、それじゃないかなと思うんですけど。

司会者

どうも、ありがとうございます。Cさんいかがですか。

裁判員経験者 C

やっぱり事件によると思いますけど、私の場合は、もう結論からいうと、特にそういう後遺症みたいなものはなかったです。なぜかとい

うと、やっぱり専門の方々と一緒に十分に話し合いをして、納得いくまで話し合いをして、自分の意見も言い、人の意見も聞き、もう議論をし尽くされた上で出た結論ですから、そういうことをするために選ばれてきているわけですから、納得しています。だから、今回の事件も、ショッキングなものでもなかったということもありますけど、自分では納得した、納得できました。

司会者

ありがとうございます。それでは、Aさんはいかがです。精神的負担という意味で、何かお感じになったことは。

裁判員経験者 A

私どもの事件も、殺人でもなかったから、どちらかといえば、軽いほうだったと思うんです。軽いほうというのは失礼やけど。ただ、そういう精神的な苦痛というのは、一つもありません。

ただ、いろんな場面とか、いろんな事件があるんで、それによっては苦痛を感じる人はいるかと思うんですけども、それも含めて、裁判員制度だと思ってるんで、それはもう納得しないとだめじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。Bさんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者 B

私も最初はちょっと一週間ぐらいは、ちょっと体の調子悪いのかなと思ったんですけど、最終的に二月ぐらいやったかな、この裁判は両方で、これで終わりましたという書面がきた時点で、終わったなど。ただ、どっちにしても自分たちが決めたのが、本当に正しいのかなという疑問は少し残ったんですけども、その通知がもうこれで最終的に決まりましたという、あとはもうそういうことなかったんですけども。

司会者

ありがとうございます。

裁判員に対する負担という観点で、検察官、何かよろしいですか。立証に工夫されている点であるとか。

吉田検察官

Dさんの事件では、写真については遺体の発見時の状況がちょっと遠目に写した写真が1枚あったと思うんですが、ああいう写真をごらんになって、負担に感じたのかどうかということと。

あとは、そもそもああいう写真は見たくないというような意見なのか。それとも、やはりもう少しきちんと現場のことを見たいというような、逆に意見なのか。そのあたりの写真の取扱いについてが1点と。

もう一つ、刺し傷の関係で、図面のお話が先ほどからありましたけれども、あれは人体図にここが切れている、ここが切れている、ここに傷がある。そういうようなことが書いてある図面ですけれども、そういう立証方法ですね、そういう書類を裁判員に見てもらうことの、是非といいますか。それがよかったのか、悪かったのか。あるいは、逆にほかの方法でもし変えられるのであれば、何かこういう方法はどうなんだろうというふうに思ったか、そういう御意見があればお聞かせいただきたいです。

裁判員経験者D

写真は、ちょっと遠目で撮ってましたんで、一応、血なんかも付着していたように思います。衣類に。うつむいたような状態になってましたから、僕、実は写真かなり好きで、いろんな写真撮るんですけど、もともと仕事がそういう関係のカメラには非常に縁が深い仕事をやってまして、カラーのやつを分解して撮るようなことで、いろんな色というのは、色をかなり見ているんです。余り僕、カラー写真という、あの写真に関してだけですけれども、僕それほどプレッシャーにはなっていません。ですから、ほかの写真も、それはモノクロのよりもや

っぱりカラー写真のほうがいいんじゃないかなと思う。写真はあっていいと思います。

2点目ですけども、刺し傷、僕は絶対これは必要だと思います。裁判員のケアというんですか。そういった問題では、ちょっと尾を引くかもわかりませんが、それ以上にやっぱり裁判に関して必要なものだと思うんです。絶対必要だと思います。それでないと、裁判の判断ができないと思うんです。読むだけでは。積極的に被告人に対して、聞くということもしてくださいということをおっしゃるんですけども、なかなか性格的に積極的な人でないと聞けないと思うんです。例えば6人おって、6人聞くかというたら聞かないです。一人か、二人です、聞く人は。ですから、そういうことが今後とも考えられますので、丹念にやっぱり状況の判断をするためには、絶対、必要だと思います。ケアは別として。

司会者

どうもありがとうございました。

浅見裁判官

今の写真のお話なんかを含めて、いろんな話が出ました。先ほどDさんがおっしゃられたのは写真そのものというよりも、犯行自体が非常にいろんな切ったり、刺したりということで、そういう意味で負担だったけれども、写真そのもの、証拠そのものが別に特に負担になるものではなかったという、むしろそれよりも事案自体、事件の内容自体がという、そういうお話だったかと思います。それで、そういうことで、事件自体を理解してもらう必要がある。皆さんがそれぞれ担当した事件で、殺人というものには至らない事件から殺人の事件から、いろんな濃淡があります。ただ、例えばさっきの話ですと、殺人だったら人が死んでいるわけですから、どのようにしてその方が亡くなったのか。それをやっぱり正確に理解していただくということも、一つ

判断するに当たっては必要だというふうに考えているので、先ほどDさんがそれは必要じゃないかと思うというふうにおっしゃられたとおりで、そういう事件自体を理解していただく必要というのは、判断するには当然必要になってくるんです。ただ、Dさんのほうは写真自体というよりも、事案の内容だというふうにおっしゃいますけど、中にはもうその写真を見ただけでもちょっと引いてしまうという、そういう方も裁判員の中にはおられるというのは間違いないんじゃないかと思えます。そういうところの調整をどういうふうに図るかということで、写真なんかもできるだけ工夫して、裁判員の方に見てもらおうというようなところをしているところです。

さっきケアの話が出ましたけれども、ケアについては、最後のときにもお話していますように、もし何かあったらこちらの番号へかけていただいたら、精神的ケアがありますというようなお話もさせていただいたり、Bさんからお話があったように改めて何かあったら、遠慮なく番号にかけてくださいという御手紙を出したりして、皆さん方の御負担をできるだけ軽減するように、裁判所のほうは努力はしているところです。きょうのお話をお伺いして、また今後の事件についても参考にさせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

司会者

あと特に精神的負担に関連する御発言よろしいでしょうか。このテーマについては、この程度とさせていただきます。

(休憩)

4 守秘義務に関する感想・意見

司会者

次に、守秘義務に関する御感想や御意見をいただきたいと思っております。

終わった後も守秘義務というのは、一生つきまとして御負担になる

というようなことも言われておりますけれども、皆さんも裁判員をなされているときに、裁判官から守秘義務の説明があったかと思います。そして、それについて今も何か御負担と思っておられる方がいらっしゃるかと思います。その間、いろいろ話す、知り合いとお話をするときにもこんなことはしゃべっていいのかなんていうふうに、お悩みになったこともあるのではないかというようなことも考えられます。そういったことについて、率直な御意見・御感想などを聞かせていただければと思っておりますけれども、Aさんからお願いできますか。

裁判員経験者 A

守秘義務、どこからというのか、いつまでというのか、ほとんどの場合、メディアなり、新聞なりというので出てしまうんで、要は、中でのこういう話の内容ですよ、多分、対象になるのは。それは別に中のことはしゃべらなくていいことだし、こういう会話したよということも、別にしゃべらなくて、説明もする必要ないと思うんで、それほど負担にはならないし。全部出ていることについては、もう守秘義務でも何でもなし、オープンに報道されていることやから。中での話でしゃべるという機会もないし、どうだったんと聞かれることもないし、中のことで説明する必要ないので、私は余り負担にはなりませんでしたね。

司会者

ありがとうございました。Bさんはいかがでしょう。

裁判員経験者 B

私も負担にならなかったです。感じませんでした。

司会者

Cさんはいかがでしょう。

裁判員経験者 C

やっぱり周りの人も守秘義務というのをみんなわかっているんで、

そんなに聞いてもこないです。それに報道されている場合ならということもあるし、そういうのもやっぱり世間では時間がたったら、だんだん記憶から薄れてくるもんやから、特に、私自身もないです。

司会者

Dさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 D

私の場合の事件に関して、身内と妹あたりまでは、一応裁判員裁判に参加しているということをお話しました。内容は言わないですけども、内容は言わないというよりも、まず守秘義務があるからということで説明しました。友人も、ごく親しい友人にも一応、僕、会社へ勤めていませんので、友人にも今、実は3日ほどだめなん、4日ですけども、だめなんだということで、どうしたんよとって、実はこういう形で参加しているんでということで、そうか大変やなという形でやっています。

テレビでも判決が決まったということは出ましたので、結構、解決まで時間がかかったというか、犯人が逃げてましたんで、やっぱり殺人事件ですから、皆さんやっぱり注目しとったということで、ちょうど僕がいない時分に、裁判の結果が和歌山で出ているんで、そう違うんかということで、やっぱり聞かれましたけども、そうですけどもという話で、でも守秘義務があるから、細かい内容は言えないけども判決内容はわかっているやろうということで、その程度で一応、今後とも裁判員ということはやったでということ、みんな知っていると思うんですけども、内容はどうのこうのということはないです。

特に、中でのプロセスというんですか、そういったことは絶対、言えないということなんで言ってません。

司会者

そうすると、一番シビアな事件を担当されたDさんでも、特に負担

になっていないと。何か守秘義務について必要以上に何か負担を強調する向きもあるようですから、そこを非常に心配しているわけですが、きょうお見えの皆さんは特にそういう負担はないということですね。

浅見裁判官

守秘義務の関係で、中での話は外へ出さない。それで自由な議論だというふうなお話させていただいて、今、それが何か皆さんの御負担になってないかなという心配はしていたんですけど、今、お話聞いてほっとしています。申しましたように、法廷で行っていることというのは、公開ですので、別に守秘義務でもないですが、中で、本当にいろんな話が出ましたけど、あれは守秘義務ということですよ。ああいういろんな意見を言うていただくためには、ここの話は外へ出ないよというの必要なことかなというふうに思っておりますので、そういうことで、今後の裁判員の方にも同じようなことで、説明させていただきたいなというふうに思っております。

5 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者

予定したテーマについては、大体以上なんですけれども、きょうお見えになった裁判員経験者の皆様から、今後、我々が裁判員制度を運営していく上で、何か御意見，注文，あるいはこれから裁判員になられる方へのメッセージといたしますか。今後に向けての、何か御感想があれば、ぜひお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者 D

僕自身、やっぱり裁判員制度に参加させてもらったことは、本当に良かったなと思っています。何が良かったかということなんですけど、やっぱり人間というのは、ふだんはみんないい人間なんですって、ふだ

んは。その犯行なんかも全然考えない人なんです。殺人を犯す人であってもね。ところが、いざとなったとき、何か自分に突っかかってくるようなことがあったときに、突然、悪人になるんですね。そういうふうに思ったんですね、今回。ふだんの犯人のことなんですけど、そういうふうに思いましたんで、そういった人を裁判員制度で裁判するというときに、今後なってきたときに、偏らない、中立というのは、非常に難しいなど、僕は思います。的確に事件の内容を把握できるかどうか。把握していつてもらいたいなどという希望なんです。そのためには、やっぱりいろんな資料を自分自身、掌握というんですか。完全に両方から出てくる状況、調書とか、犯人、被告人からいろんな実際の言葉で聞くとか、そういうのをしてもらった上で、判決の評決というんですけど、評決に吟味していくと、自分なりに参加していくと、票を投じるわけですから、それをやってもらいたいなど。自分自身はそういうふうにトライしたんですけど、どんな事件であっても、殺人だけじゃなしに、いろんな事件においても、僕は適正に判断していかなあかんと思うんです。軽い重いにかかわらず。そのためには、やっぱりもろに自分自身クリアにして、対応してほしいなどと思います。

司会者

特に、裁判所に対する注文などは。

裁判員経験者 D

裁判官並びに検察官の方も、弁護人の方も一生懸命されていたと思いますし、特に、3名の裁判官は、年代別に組まれていますわね。裁判長は特に最年長ということで、僕、非常によかったんじゃないかなと。今後もそうやと思うんですけど、そういうバランスのとれた若い裁判官の考え方も。

それともう一つは、求刑に対しての今までの判決例というんですか。それを評決の前に話してくれていましたんで、ああいうのは、非常に

参考になるなと思います。よかったですと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。次に，Cさんいかがですか。

裁判員経験者 C

やっぱりこういう制度がある以上は，私は事情は許す限り協力するというのは，大切なことだと思うんです。割と，裁判員になるのは嫌だとか，そういうちょっと意見は多く聞きますけれども，逆に，裁判員やってみたいという人もいます。実際，私の周りにもいました。できるならば代わってほしいと言われてたんですけど，やっぱりそういう積極的に参加したいという人もいます。だから，そういう8人を決めるために，二十何人か集まりますよね。そこで，辞退したい人というか，ちょっと別室に呼んで，ヒアリングもありますけど，逆にやってみたいと，当たってもいいですよみたいな人を募集するという，もう既に二十何人か集められているわけやから，無差別に抽せんももちろん意味はあるんでしょうけども。

浅見裁判官

例えば，選挙なんかでも投票したい人だけに投票権を与えますといったら，何かそれは変な話で，いろんな層の人から広く意見をお聞きして判断するのが裁判員制度だと，やりたい人だけでやってくださいとか，そうでなくて，気が進まない人も，いろんな考え方あるんだろうけども，それでもそういう人も含めて，いろんな人に来ていただいてやっていただくという，そういう制度でできていますので，希望しているのに当たらない方もおられるだろうし，希望していないのに当たった方もおられるんだろうし，それぞれいろんな方がおられて，それでも当たった以上，これに参加していただいて，いろんな意見を述べていただいて，結論を出していただくというのが，制度のあり方じゃないかということで，やっております。

裁判員された方によると、みんなこれだけ来ているんだから、自分は当たらないと思ったという方が、結構多いんですけども、そういうことでよろしくをお願いします。

司会者

Bさんいかがでしょうか。

裁判員経験者B

私も最初来て、一番前に座って、1番であったんで、これはやばいかなと思ったんです。そうすると当たって、やらせていただいて、人それぞれの考え方、裁判長、弁護士、検察官の方、その考え方、いろんな意見をやっぱり聞いて、ある意味、勉強になりました。

ただ、これから裁判員になってもらう方に、広報としてどのようなことをしますかというときに、さっき、総務課長からも会社や各種団体に説明に行きたいということで、どうですかという話もありましたけども、やっぱりそういう説明を受け入れてくれる企業や団体にトライしていただいたほうが、広くわかってもらって来ていただけるんじゃないかと。会社なり、組織も当たったんだったら行ってこいやと。もうちょっと広報的にも、積極的に裁判所からね、出向いてどうですかと、こういう説明会とか、勉強会をやらせていただけますかというトライしていただいたほうが、いいのかなというふうに思いました。以上です。

司会者

ありがとうございます。おっしゃるとおり、裁判所でも、今、仕事が理由でなかなか来られないというような方もいらっしゃる、数が多いんですね。その理解を得られるような、環境づくりのために、企業内にそういった制度説明に行くということも企画しておりますので、そういうことで、皆様の御協力いただければと思っております。

それでは、最後になりましたけど、Aさんいかがでしょうか。

裁判員経験者 A

裁判員に選ばれて、自分は初めてであると、もちろんそうなんですけども、やっぱりいろんな勉強させてもらったと思うんです。これは経験できないですよ、一般的にというか、そういう司法とかの携わる人でないと、経験できないことも経験させていただいたし、仕組みですか、裁判の仕組みというの、もうかなり勉強をさせてもらったと思います、短い間で。いろいろ説明もわかりやすく、これは単に裁判員に対してわかりやすくシステムを作っていたらいいんだと思うんです、全てね。だから、いい経験もさせてもらったし、勉強もさせてもらったし、もっと僕も学がないんであれですけど、道德というんですか。そういう考え方、道德の考え方、意見ですか。判断をするに当たって、どういうふうな処罰をすればいいのかと、6人と2人集まって話すんですけども、その中で、個々違うんで、それを平均していくという、ある意味、今後、裁判官は、多分裁判長、大きな仕事だと思うんです。それを感じましたね。

だから、これからも積極的に、こういうことをやってもらって、参加してもらおうほうが、自分自身わかっていただけるかなと。こういう仕事やという、人を裁くということはね、と思います。

司会者

ありがとうございます。裁判員経験者の皆さまには裁判員というものがどんなよい経験になるかということ、周りの方にもどんどん広めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

6 記者からの質疑応答

司会者

それで大体予定の時間になりましたので、これから報道関係者からの御質問があったら、お伺いしようかと思っておりますけれども、どうぞ。いかがでしょうか。

記者

記者クラブを代表してお伺いします。ある程度、出尽くした感は正直あるんですけど、改めてすみませんが、4人の方に順次お答えいただければと思います。

まず、裁判を経験する前後で生活や考え方に変化はあったのかということ、まずAさんから順次、お伺いしたいと思うんですが。生活、考え方に変化があったかということです。

裁判員経験者 A

変化があったというのは。

記者

何か、先ほどいろいろ勉強になったということをおっしゃっていましたが、価値観だとか、考え方とか何かありましたら。

裁判員経験者 A

だから、そういう仕組みで裁判は成り立っているんだということも勉強になっているから、その分については、考え方が変わっているんじゃないかと思います。根本的には理性がある人間が犯罪を起こすだけで、犯罪を起こす人間って、こういう人間やという、決めつけてはいけないと思うんですけども、それを平等に考えていかれる仕事というのは難しいと思うんです。ただ、一つ一つ事件を、報道されていることについては、何か興味深く見てしまいますよね、経験者として。それが変わった部分であって、ほとんど生活観に関しては、変わりはないです。

記者

Bさんどうでしょうか。

裁判員経験者 B

私は、たまたま定年になってすぐだったんで、時間的に余裕もありましたし、生活的には負担はかからなかったんですけども、考え方そ

のものが、私そのものがいろんな人とつき合いがあったりしていたんで、今までの経験から、自分の考えを言っても、半分の人はやっぱり違う意見持っているということもありますんで、だから誰がどう言ったからとかじゃなくて、そういうことで影響はされなかったです。

記者

Cさんどうでしょうか。

裁判員経験者 C

特に変化はないです。でも、裁かれる側で裁判にかかわるのは、絶対嫌だと思います。

記者

Dさんいかがでしょうか。

裁判員経験者 D

僕の場合は、やっぱりあの事件を担当させてもらって、やっぱり人というのは、自分なんですけども、できるだけたくさん友人を持つと、痛いことも、自分の聞きたくないようなことを言ってくれるような友達があればいいな、作りたいなと思いました。

記者

なるほど。結構、価値観というか、そういうものが変わったところ、もしかしたらあるのかなというふうに思うんですけど、続きまして、皆さんいろいろとお仕事をされてたり、定年を迎えられた方もいらっしゃると思うんですけども、裁判の期間中、この裁判にかかり切れないことで、仕事だとか、いろんなところに影響があったのかというところと、もしあれば、スムーズにそれに対して復帰できたか。生活に戻ることができたかというのが、Aさんからまたお伺いしたいと思うんですけども。

裁判員経験者 A

自分は自営業なんで、時間は作ろうと思ったら作れるんですけど、

逆に、つらい部分はあるんですけど、それはそれとして仕事と捉えて参加するのであって、別に何もありませんね。ただ、和歌山の場合は、中小零細企業が多いから、そういわれても、呼ばれて参加するのは難しい部分あるのかな。だから、広報をもうちょっとというていいんですかね。もう少しやりやすい、行きやすいシステムづくりやってもらえたらありがたいかなと。

記者

Aさん、プライバシーにかかわる面なので、お答えされてなければ、別に結構なんですけども、お仕事する自営業というのは、何人か従業員の方がいらっしゃるとか。

裁判員経験者 A

いや、少ない。1名、2名なんで、まだできるんですけども、ただ、本当に少ない5、6人でやっている企業が、和歌山では多いと思うんです。一流企業というのが少ないですから、一流企業は進んで参加するようには言う言葉としてあると思うんですけども、実際に難しいかなと、零細企業にすれば抜けられたら困るというのがあるんで、そういうふうに感じます。

記者

なるほど、わかりました。Bさんはいかがでしょう。

裁判員経験者 B

私は定年になって、自由時間がありましたんで、出させていただきますんです。私の行っていた企業は、そういうものはやっぱり当たれば行きなさいというような考え方で、休みもある程度くれるというような協力というのかな、そういうことは積極的にできるだけ参加しなさいというような考え方を持っていました。

記者

わかりました。Cさんは主婦の方ですけども、そのあたりはどうだ

ったでしょうか。

裁判員経験者 C

やっぱり公の制度ですので、みんな周りは協力的でした。最後に、御苦労さまでしたと言ってもらいました。

記者

なるほど。Dさんはどうでしょうか。

裁判員経験者 D

私も無職なんで、そういう日程的なものというのは、別に問題はなかったんですけども、でもやっぱり4日間をその一つのことに従事するというんですか。専任でやるということは、余りないんですよ。そういうのが。ふだんないことなんですね。ですから、その1日、2日前ぐらいから心構えというんですか。そういったものはやってみました。ですから、実際問題は集中しました、その間。

記者

わかりました。

それでは、最後に制度で改善すべき点があるとなれば、何かということ、ぜひ教えていただきたいと思うんですけど、Dさんから、お願いします。

裁判員経験者 D

制度というのは、余り大きなものなんで、ちょっとなかなかわからないんですけども、やっぱり今の、僕、なぜ裁判員制度が採用されたかということを考えるのであれば、やっぱり一般の方はどうとるかということ、やっぱり取り入れていかなあかんのと違うかなと思うんです。そのための裁判員制度だと思いますので、ですから、やっぱり裁判官の経験者、プロとアマチュアが一緒にやって、一つの間違いない判断をしていくわけですから、絶対にこの制度はどんどん広めていくべきやと思います。

記者

Cさんはどうでしょうか。

裁判員経験者 C

特にわかりません。今のでいいと思います。

記者

Bさんはどうでしょうか。

裁判員経験者 B

制度そのものはいいいと思います。ただ、裁判員裁判で、今現実に罪の重さ軽さの問題で今、よく新聞報道関係に載っていますけども、その辺の考え方はやっぱり市民感覚という部分も必要なんですよね。だから、その辺の判例というんかな。今までののがこうだからという、その辺の競り合いというんかな。落としどころという部分がちょっと難しいんかなというところが、一番の問題かなと思っています。

記者

細かい話なんですけど、例えば、ここまで和歌山裁判所まで来るまでの交通、正直不便だと思うんですが、例えばお金が見合わんとか、そういう細かいことでもいいですけど、そういうこともないですか。

裁判員経験者 B

そういうことはないです。

記者

大丈夫ですか。Aさんはどうでしょうか。全体的に制度もそうですし、そういった補償的なこともそうなんですけども。

裁判員経験者 A

制度的には、もっと続けていくべきだと思うし、もっと環境をよくして、みんながそういう参加しやすい。誰もが拒否しにくいような制度をつくったほうがいいと思うし、言われている交通機関的なことは何も負担を感じてなかったし、私は来れているとこで山奥じゃないん

で、別に負担を感じてはないですけど、はい。

記者

わかりました。一応代表では以上です。

記者

きょうはありがとうございました。

先ほどちらっと出た話の続きなんですが、特にAさんに伺いたいんですけども、できるだけいろんな層の方に裁判員をやってほしいというような、もちろん理想はありながら、先ほどお話が出たように少人数で自営業をやられている方なんかは、なかなか一週間、場合によったら二週間拘束されてしまった結果が、かなり売り上げなんかに響くというケースもあると思うんですけども、Aさんの場合は、もっとこういったことがあれば、例えば、もっと参加がしやすかったんじゃないかということがあれば、もし教えていただきたい。

裁判員経験者 A

おっしゃるとおり、本当に零細でやっているところは、参加するのは難しいと思うんです。実際、経済的にも難しいですし、でも、急にきょう言われて明後日から来てよとかいう話じゃないんで、ある程度、スケジュール的にとれるものであればとってという言い方しかできませんね、経験者としては。はい。それ以上のことをどういうふうに改善していただける、これやったら納得して参加できるというのは、ちょっと思い浮かびませんね。

記者

きょうはありがとうございました。私もちょっと主にAさんになってしまおうかと思うんですけども、最初のほうで生活、考え方に変化はあったかという質問に対して、報道されている事件について興味深く見るようになったということをおっしゃっていたんですけども、裁判員制度の目的が、そもそも司法を身近に感じてもらうことという

のも入っているかと思うんですが、どんな部分に興味を持つようになったのかというのと、そういうふうに事件、周りで起きていることに目を向けるようになって、自分としてはプラスというか、どのように捉えていらっしゃるのか。Aさん含めて、もしそういう考え方に変化がある方がいらっしゃったら、教えていただきたいと思います。

裁判員経験者 A

そうですね。見方としては、今までにドラマの世界でしか知り得なかったことなんですけども、やっぱりこういうことをした上での動機なり、経過というのをやっぱり細かく観察するというのはおかしいですけど、出ているだけの内容で判断する、考えていくという次元にはなりましたね。

記者

それは、自分にとってはプラスの。

裁判員経験者 A

プラスになっています。

記者

どういった面でプラス。

裁判員経験者 A

だから、客観的に殺人事件や、放火事件が起こって、これはどういう刑事罰に当たるんかということまで深く、今までは考えていなかったと思うんです。だから、死刑になるかとか、懲役刑10年以上になるんだとかというのは細かくも観察もしてなかったけれども、これにかかわったことによって、そこは気になる部分。そういうことにさっきCさんが言ったように、裁かれるほうに回りたくないということにも発展していきますよね、当然。かかわった感じからいえば。

記者

ほかの方、もし御意見とかありましたら。

裁判員経験者 D

やっぱり事件の中身というんですか。その捉え方というのが、漠然としていたんですけれども、事実の検証、それが一番大事なものだということの認識が、深まるというんですか。大きく変わるぐらいのものだったと思うんですけどね。もともとその見方というのが変わったように思います。

記者

ありがとうございます。ほかのお二方いかがですか。

裁判員経験者 B

私も、今まではそういう事件については、新聞、テレビ等で見ますけれども、いろんなメディアの方の意見でも若干差があるなど、考え方に。だから、どこが真実を告げているのかなという、ちょっとした疑問も報道関係の方にもあるんですけれども。ただ新聞、和歌山のこの事件の場合であれば、たまたまこういう事件がありました、求刑がどれぐらいです、最終的に刑がどれぐらいになりましたという内容、裁判員裁判の内容は新聞等にはそれしか書いていないんです。けれども、全国紙に載るものはそうじゃなくて、いろんな報道、テレビの各チャンネルがあって、見てたら若干ニュアンスが違うのかなと思うんです。だから、報道関係の方に逆に聞きたいのは、書き方によって、読むほうなり、見るほうが捉え方が全然変わるんで、その辺がちょっと疑問があるんですけれども。特に全国紙載っているんであれば、若干違うんです。

司会者

Cさんはいいですか。

裁判員経験者 C

私は、特にないです。Aさん、Bさんおっしゃったように、若干、事件に対して、そういう新聞とかで興味を持つようになったぐらいか、

大きな全国版の記事なんか見たら、大変な裁判になるだろうとか、そのぐらいの興味ですね。

司会者

よろしいでしょうか。大体予定の時間になりましたが、いかがでしょうか。

7 最後に

司会者

特に、何か御感想なり、何か述べられることはありませんか。

吉田検察官

きょうは、貴重な御意見をありがとうございました。裁判員の皆さんが、本当に公平に判断しようという心構えで臨んでいたということや、そのために資料、証拠をきちんと見ようというふうを考えているということが、非常によくわかりました。今後とも、検察官として立証責任を負っておりますので、裁判員の皆さんに適切に判断していただけるように、立証を努めていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

吉田弁護士

どうもありがとうございました。貴重な意見をお聞かせいただき、今後の活動に参考にしていこうと思っております。弁護士が活動するのは、やっぱり弁護人としてということですので、もう犯罪を犯したものの、圧倒的多数がいわゆる報道等でも流れているように悪人として見られている。でも、必ずしもそうではないという部分の情報を提供するのには弁護士の仕事だと思っております。そして、そのことについて、皆さんが真剣に受けとめてくださって、評議をしてくださっているというのが、よくわかりました。本当にありがとうございました。

浅見裁判官

最後に、本当にきょうは貴重な御意見を聞かせていただきまして、

ありがとうございました。今後とも、裁判員制度をよろしく願いいたします。

司会者

それでは、これを持ちまして、本日の意見交換会を終了とさせていただきます。貴重な御意見ありがとうございました。今後とも、よりよい裁判員裁判をすべく裁判所としても努力してまいりますので、裁判員経験者の皆様におかれても、よろしく願いしたいと思います。

本当にありがとうございました。